

〒530-8556
大阪府大阪市北区曽根崎2丁目2番1号

子福第1395号
令和5年10月25日

全国柔整師協会 様

八千代市長 服部友則
(公印省略)

八千代市子ども医療費助成制度における助成対象の拡大について

秋冷の候 貴職におかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

また、平素より、本市の子ども福祉行政にご理解・ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本市では令和5年11月診療分より、通院及び調剤に係る医療費に対する助成対象を高校生等(15歳に達する日以降最初の4月1日から18歳に達する日以降最初の3月31日まで)まで拡大することとなりました。

つきましては、下記のとおり助成対象が拡大となりますので、本制度の運用にご協力賜りますようお願いいたします。

記

1 助成対象拡大の内容

現在は、「0歳から中学校3年生まで」としている「通院及び調剤」に係る医療費に対する助成範囲を令和5年11月診療分から「0歳から高校生等まで」とします。

なお、「入院」に係る医療費に対する助成範囲は、令和4年10月診療分以降「0歳から高校生等まで」とし、高校生等については償還払いのみで助成を行っておりましたが、令和5年11月診療分からは現物給付の対象となりますのでよろしくお願いいたします。

2 子ども医療費助成受給券について

助成対象の拡大に伴い、令和5年11月診療分から高校生等についても現物給付の対象となります。新たに助成対象となる高校生等に対する子ども医療費助成受給券は10月下旬に交付を予定しています。受給券の有効期間等にご注意いただきますようお願いいたします。

<ご注意いただきたい事項>

- ・千葉県よりお知らせした自己負担月額上限につきまして、高校生等も令和5年11月診療分から適用となります。
- ・学校の管理下における「けが等」につきましては、災害共済給付制度が優先して適用となりますので、従前どおり受給券による取り扱いは行わないようお願いいたします。

3 お問い合わせ

八千代市 子ども部 子ども福祉課 児童福祉班 TEL047-421-6754